

令和4年3月31日  
沖 縄 防 衛 局

F A C 6 0 2 2 嘉手納弾薬庫地区の一部土地の返還に関する実施計画等について

F A C 6 0 2 2 嘉手納弾薬庫地区の一部土地の返還に関する実施計画等について、別添  
のとおり決定しました。

添付書類：1. 駐留軍用地の返還に関する実施計画  
2. 返還実施計画の案に対する意見への回答

(問い合わせ先)

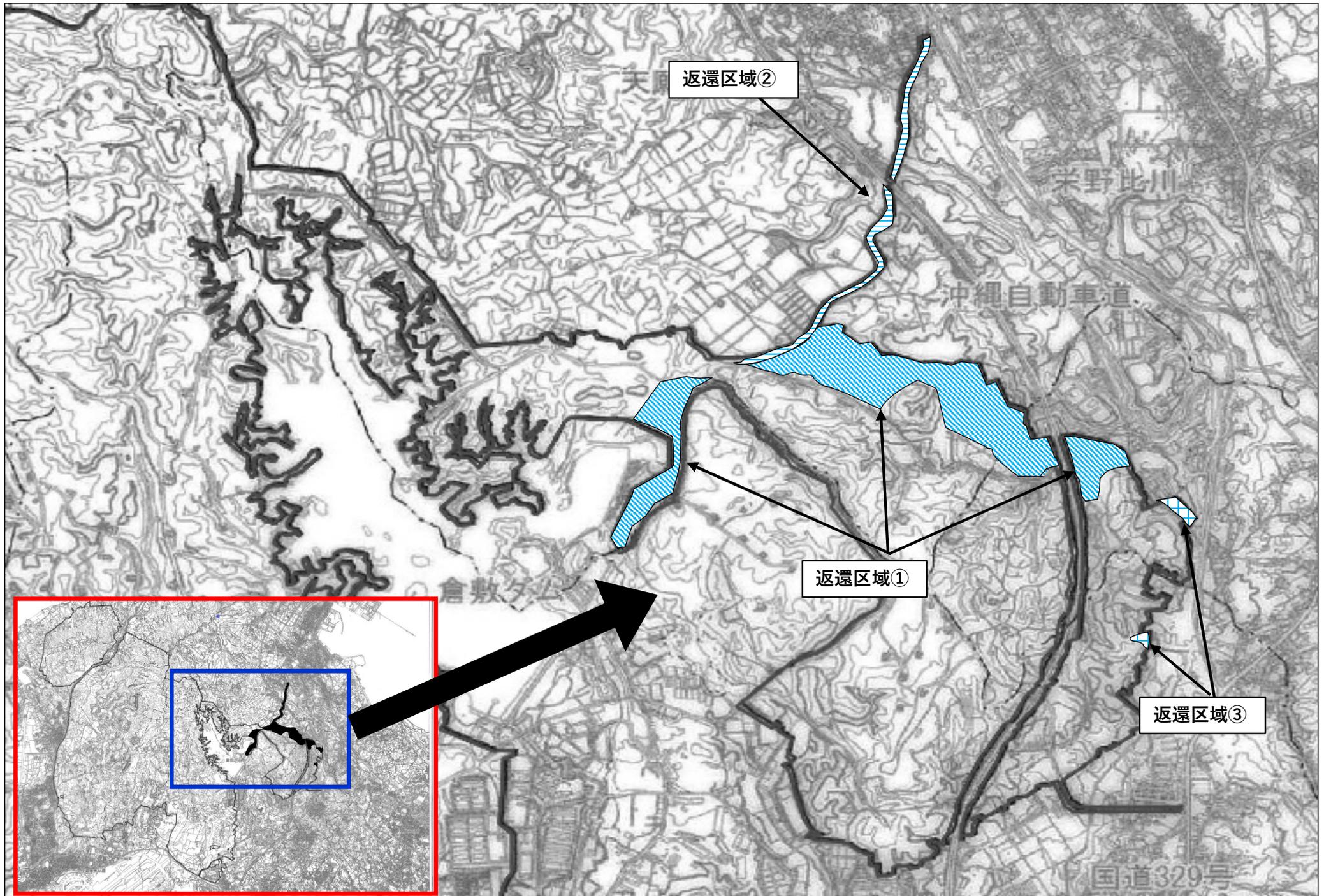
沖縄防衛局 企画部  
地方調整課長 濱元 勉  
098-921-8131 (内線 203)

沖縄防衛局 管理部  
返還対策課長 岡 昭  
098-921-8131 (内線 430)

駐留軍用地の返還に関する実施計画

返還が合意された施設及び区域の名称	F A C 6 0 2 2 嘉手納弾薬庫地区
返還に係る区域	(別図のとおり)
返還の予定面積	約 3 0 9 , 0 0 0 m <sup>2</sup>
返還の予定時期	令和 4 年 3 月 3 1 日
返還に係る区域内に所在する駐留軍が使用している建物 その他土地に定着する物件	<p>1 概要 (1) 建物：なし (2) 土地に定着する物件：工作物一式</p> <p>2 除却をずるとした場合に当該除却に要ずると見込まれる期間 返還区域①については、除却が必要となる建物等は存在しない。 返還区域②、③については、約 1 年程度</p>
返還に係る区域において国が行う調査  (調査の事項) <input checked="" type="checkbox"/> 土壌の汚染の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 水質の汚濁の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 不発弾その他の火薬類の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の有無	<p>1 調査を行う区域の範囲 約 3 0 9 , 0 0 0 m<sup>2</sup></p> <p>2 調査の方法 別紙のとおり</p> <p>3 調査に要ずると見込まれている期間 約 1 年程度 ただし、資料等調査の結果に基づき、期間が短縮される場合がある。</p> <p>4 調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針 別紙のとおり</p>

- 注： 1 返還に係る区域において国が行う調査については、該当する口をチェックをすること。  
2 返還に係る区域において国が行う調査の欄については、記述事項が多く、本書式に記入できないときは、別紙に記入すること。



**・調査の方法**

当該返還に係る区域（以下「当該区域」という。）について、関係機関と調整の上、下記調査を実施する。

**(1) 土壌の汚染の状況**

土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）で定める方法により土壌汚染のおそれを把握、当該結果に基づき試料採取等を実施し、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に定める「特定有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に定める「ダイオキシン類」及び「鉍油類」について、土壌汚染対策法施行規則、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）、油汚染対策ガイドライン（平成 18 年 3 月中央環境審議会土壌農薬部会、土壌汚染技術基準等専門委員会）で定める方法により試料を測定し、土壌の汚染の状況を調査する。

**(2) 水質の汚濁の状況**

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項第 1 号に定める「有害物質」、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に定める「ダイオキシン類」及び「鉍油類」について、当該区域の使用履歴調査、公共用水域の有無及び実施済みの水質検査について調査を行い、当該調査結果に基づき試料採取等を実施し、水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成 8 年 9 月 19 日環境庁告示 55 号）、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準、油汚染対策ガイドラインで定める方法により試料を測定し、水質の汚濁の状況を調査する。

**(3) 不発弾その他の火薬類の有無**

過去の文献や聞き取り等による資料等調査を行い、不発弾等の弾種等を把握した上で、弾種等に応じた貫入深度予測調査を行い、当該調査結果に基づき磁気探査等の方法により不発弾等の有無を調査する。

**(4) 廃棄物の有無**

不発弾等調査に併せて地中レーダー探査等の方法により廃棄物の有無を調査する。

上記（1）から（4）までの調査を実施する際には、跡地利用に支障がないよう、関係者と調整することとする。

**・調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針****(1) 土壌の汚染**

調査の結果、確認された土壌の汚染については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

**(2) 水質の汚濁**

調査の結果、確認された水質の汚濁については、関係機関と調整の上、適切に処理する。

**(3) 不発弾その他の火薬類**

確認探査の結果、確認された不発弾等については、警察署への発見届出を行うなど不発弾等処理対策便覧（平成 16 年 3 月沖縄不発弾等対策協議会）に基づき適切に対応する。

**(4) 廃棄物**

調査の結果、確認された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等関係法令に基づき適切に処理する。

「返還実施計画の案」に対する沖縄県の意見への回答

(総括的事項)

1 「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「跡地利用推進法」という。）」では、返還後の跡地利用に支障のないよう土地所有者へ土地を引き渡す前に、国は支障除去を講ずることとされている。

跡地利用推進法に基づき、当該返還区域の全部について、土地所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壤汚染・不発弾の除去等の支障の除去に関する措置を徹底して講ずること。

【県土・跡地利用対策課】

(回答)

嘉手納弾薬庫地区の一部土地の返還に当たっては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「跡地利用特措法」という。）第8条の規定に基づき返還実施計画を定め、返還が合意された区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず土壤汚染や不発弾等の状況の調査を実施した上で、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置（以下「支障除去措置」という。）を、当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に、関係法令に定める方法により適切に講じてまいります。

(管理部返還対策課)

2 土地の履歴情報や米軍及び元軍雇用員等の関係者への聞き取り等を実施する資料等調査報告書について、関係機関に速やかに提出すること。

【県土・跡地利用対策課】

(回答)

資料等調査の結果については、沖縄県、うるま市、沖縄市等の関係機関（以下「関係機関」という。）に対し適切に情報提供してまいります。

(管理部返還対策課)

(関係機関との調整)

3 当該区域の土地の返還については、適宜、関係する地方公共団体や地権者等に情報提供と協議を行い、地元の意向を踏まえ対応すること。

【基地対策課】

(回答)

沖縄防衛局は、本件返還に関して、これまでも関係機関や地権者に対して適宜情報提供や意見聴取を行っており、引き続き、適切に対応してまいります。

(企画部地方調整課)

(管理部返還対策課)

4 土壌の汚染の状況に関する調査（以下「土壌汚染調査」という。）、水質の汚濁の状況に関する調査（以下「水質汚濁調査」という。）、不発弾その他の火薬類の有無に関する調査（以下「不発弾等調査」という。）及び廃棄物の有無に関する調査（以下「廃棄物調査」という。）（以上の四の調査を、以下「支障の除去に関する措置の各調査」という。）に係る具体的な計画の立案及び調査実施に際しては、関係機関と事前に調整すること。また、調査結果に基づき実施する環境保全措置（自然環境調査に対する低減措置あるいは代償措置）については、事前に関係機関と調整すること。  
【環境政策課、県土・跡地利用対策課】

（回答）

支障除去措置を講ずるに当たっては、調査方法等について、事前に関係機関と調整を行った上で、適切に対応してまいります。また、調査の結果、環境保全措置が必要となった場合には、事前に関係機関と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

5 支障の除去に関する措置の各調査の計画や結果が適切であるかを判断するには、現地確認が必要になることもあることから、関係機関が立入調査を求めた場合には、速やかに応じること。  
【県土・跡地利用対策課】

（回答）

関係機関から必要な立入調査を求められた場合は、適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

（県民等への情報提供）

6 支障の除去に関する措置の各調査に係る具体的な計画及びその結果（土地の履歴に関する情報を含む。）については、速やかに関係機関及び県民に情報提供すること。  
【環境政策課、県土・跡地利用対策課】

（回答）

支障除去措置の計画及び調査結果に係る関係機関及び県民への情報提供については、関係機関と調整の上、適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

（自然環境等調査の実施）

7 支障の除去に関する措置の各調査に係る具体的な計画については、事前に沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン（平成29年3月沖縄県）（以下「ガイドライン」という。）に沿った自然環境等調査を実施し、その結果

を踏まえて立案すること。

【環境政策課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、自然環境等の把握に努め、資料等調査において既存資料による調査及び現地調査を実施した上で、調査結果に応じた検討を行ってまいります。

(管理部返還対策課)

8 重要な自然環境が残存する場所において実施する支障の除去に関する措置の各調査や支障除去作業について、自然環境への影響を回避することが困難な場合は、ガイドラインに沿って低減措置あるいは代償措置を検討し、実施すること。

【環境政策課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、自然環境等に与える影響について、調査・検討を行い必要な低減措置等について、関係機関と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

9 自然環境等調査をする場合は、当該地に自生等する希少な野生生物や外来種も調査対象とすること。支障の除去に関する措置の各調査及び支障除去作業において、希少種が確認された場合は、適切に取り扱うこと。また外来種が確認された場合は、除去に努めるとともに、外来種が周辺地域へ逸出しないよう対策を講ずること。あわせて、沖縄県外来種対策指針の重点予防種が確認された場合は、速やかに沖縄県に通報すること。

【自然保護課、環境政策課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、資料等調査において希少な野生生物や外来種も調査対象として既存資料による調査及び現地調査を実施し、確認された外来種については除去に努めるとともに、外来種が周辺地域へ逸脱しないよう適切に対応してまいります。沖縄県外来種対策指針の重点予防種が確認された場合は、速やかに沖縄県に通報いたします。

(管理部返還対策課)

(土壌汚染調査等)

10 土壌汚染調査及び水質汚濁調査については、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法で規定する土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「土壌汚染関連国内法」という。）で規制基準が設けられている物質について概況調査を実施すること。

【環境政策課】

11 米軍基地は、国内一般地域と比べ、化学物質の利用に特殊性があることから、土壤汚染調査に際しては、ガイドラインに沿った、地歴調査（訓練や事故等を含む。）等の当該区域に関連する情報を十分に収集すること。

また、土壤汚染関連国内法において規制基準が設けられている物質に限らず、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律で規制されている物質など、ガイドラインに示された全ての物質について概況調査を実施すること。特に米国閉鎖基地の弾薬貯蔵庫跡からは弾薬成分等が検出されており、弾薬成分等については入念に調査を行うこと。

【環境政策課】

（回答）

支障除去措置を講ずるに当たっては、返還される施設・区域の全部について、過去の図面等の資料収集、米軍（基地従業員関係者含む。）及び地元古老年等から聞き取り等を行い、土地の使用履歴や改変状況等を調査する資料等調査を実施することとしており、当該調査から得られた結果を踏まえ、土壤汚染等調査を計画します。また、土壤汚染等調査の実施に当たっては、関係機関と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

12 谷地形を造成した土地で埋設廃棄物に由来する土壤汚染が確認された事例があることから、土壤汚染のおそれの区分の分類を行う際の判断根拠として、基地使用時において盛土等が行われた範囲を参考とすること。なお、本返還予定地において盛土等が確認された場合は、「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類し、重点的に調査・対策を講ずること。

【環境政策課】

（回答）

土壤汚染調査及び調査結果を踏まえた措置については、返還される施設・区域の全部について土地の使用履歴や改変状況等を調査する資料等調査の結果を踏まえ、関係機関と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

（管理部返還対策課）

13 土壤汚染及び水質汚濁調査の結果、汚染が確認され、周辺住民に影響を及ぼすおそれがある場合は、その対策について、ガイドラインに沿った住民参画を実施すること。

【環境政策課】

（回答）

調査において、周辺住民に影響を及ぼす土壤汚染等が確認された場合は、関係機関と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

14 土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法第14条の規定に基づく指定申請に努めること。

【環境保全課】

(回答)

調査において、土壌汚染が確認された場合は、土地所有者及び関係機関と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(廃棄物調査)

15 過去の返還跡地から引渡し後に廃棄物等が発見されていることから、廃棄物調査に当たっては、目視調査、磁気探査等現地調査を徹底して行うこと。

【環境政策課】

(回答)

廃棄物調査については、返還される施設・区域の全部について行う資料等調査の結果を踏まえ、関係機関と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

16 所有者等への土地の引渡し後に、埋設廃棄物等何らかの支障が認められた場合は、国において調査、対策等を実施すること。

【環境政策課、環境整備課】

(回答)

当局としては、土地の引渡し前の支障除去措置に万全を尽くしてまいります。仮に、土地の引渡し後に埋設廃棄物等が発見された場合は、土地の所有者及び関係機関と調整し、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

17 調査の結果、確認された廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）等関係法令に基づき適切に処理すること。

【環境整備課】

(回答)

調査の結果、廃棄物が確認された場合には、関係法令に定める方法により、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(不発弾等調査)

18 別紙「調査の方法（3）不発弾その他の火薬類の有無」に関して、不発弾等について、過去の文献や聞き取り等による資料等調査等の結果、把

握した貫入予測調査の結果を提供すること。

併せて、磁気探査等について、跡地利用計画を考慮して探査計画を立てること。また、調査箇所及び調査方法を明確に示すこと。

【防災危機管理課】

(回答)

資料等調査の結果や磁気探査等の調査箇所及び調査方法については、関係機関に対し、適切に情報提供してまいります。

(管理部返還対策課)

19 別紙「調査の結果に基づいて国が講ずる措置の方針（3）不発弾その他の火薬類」に関して、確認された不発弾等については、「不発弾等処理対策便覧に基づき適切に対応する」とあるが、土地の引渡し完了するまでに確認された不発弾等の処理については、跡地利用推進法を踏まえ、戦後使用弾を含め全て国において処理すること。

万が一、引き渡し後に発見される不発弾等についても、全て国において処理すること。

併せて、戦時中の不発弾等及び戦後使用弾の処理の流れや処理までの役割分担を、関係機関と十分調整の上、明確に示すこと。

【防災危機管理課】

(回答)

不発弾の処理については、関係機関と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

当局としては、土地の引渡し前の支障除去措置に万全を尽くしてまいります。仮に、土地の引渡し後に不発弾等が発見された場合には、土地の所有者及び関係機関と調整し、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

(文化財の保護)

20 当該地は下記の周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地のため、作業の実施にあたってはうるま市教育委員会と事前に調整を行うこと。

楚南村後、安城原古墳群

【文化財課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、埋蔵文化財への対応等について、事前にうるま市教育委員会と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

21 当該地には地域を指定した天然記念物は存在しないが、下記の地域を定めず指定されている天然記念物が生息している可能性がある。作業にあたっては、これら天然記念物の保存に影響を与えないように配慮すること。また、作業中にこれらの天然記念物に遭遇した際は、文化財保護法125条

および文化財保護条例第36条に抵触することのないよう、作業を中断し、速やかにうるま市教育委員会に連絡し、その指示に従うこと。

(国指定)：オカヤドカリ

(県指定)：クロイワトカゲモドキ

【文化財課】

(回答)

支障除去措置を講ずるに当たっては、当該区域に生息・生育する天然記念物に極力影響を与えないよう十分配慮しながら作業を進めてまいります。

また、支障除去作業中に天然記念物に遭遇した際は、うるま市教育委員会の指示に従い、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

## 「返還実施計画の案」に対するうるま市の意見への回答

実施計画の案にあります調査事項を確実に実施していただき、当該返還区域の安全を確認するとともに、将来の土地利用において駐留軍による土壌汚染、廃棄物、不発弾等が確認された場合には、国の責任において適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

(回答)

嘉手納弾薬庫地区の一部土地の返還に当たっては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「跡地利用特措法」という。）第8条の規定に基づき返還実施計画を定め、返還が合意された区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず土壌汚染や不発弾等の状況の調査を実施した上で、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置（以下「支障除去措置」という。）を、当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に、関係法令に定める方法により適切に講じてまいります。

当局としては、土地の引渡し前の支障除去措置に万全を尽くしてまいります。仮に、土地の引渡し後に土壌汚染等が確認された場合には、土地の所有者及び関係機関と調整し、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)

「返還実施計画の案」に対する沖縄市の意見への回答

国が行う調査等については、返還対象地の所有者に対し、事前に十分な説明を行い、適切に対応していただくとともに、引き渡し後に、土壌汚染等が確認された場合は、国において適切な措置を講じていただきたい。

(回答)

嘉手納弾薬庫地区の一部土地の返還に当たっては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「跡地利用特措法」という。）第8条の規定に基づき返還実施計画を定め、返還が合意された区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず土壌汚染や不発弾等の状況の調査を実施した上で、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置（以下「支障除去措置」という。）を、当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に、関係法令に定める方法により適切に講じてまいります。

支障除去措置を講ずるに当たっては、調査方法等について、事前に土地所有者等と調整を行った上で、適切に対応してまいります。

仮に、土地の引渡し後に土壌汚染等が確認された場合は、土地の所有者及び関係機関と調整し、適切に対応してまいります。

(管理部返還対策課)